

三次市会計年度任用職員受験案内

職 種 ・ 職 の 概 要	調理員（学校給食）	
	学校給食調理場において、「学校給食衛生管理基準」に従って調理等業務に従事し、安全、安心な学校給食を提供する目的で設置する職で、検収、下処理、調理、配食、食器具洗浄・消毒等の業務を担います。	
募 集 人 数	フルタイム：３０人程度、パートタイム：若干名	
申込受付期間	令和７年１月２２日（水）午前８時３０分から 令和７年２月 ３日（月）午後４時４５分まで	
業 務 内 容	学校給食調理場における食材の検収、食材の下処理、給食調理、食器具洗浄・消毒、施設清掃ほか	
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 - 令和７年４月１日に採用可能である人 - フルタイム（週３８時間４５分）又はパートタイム（週２０時間）の勤務が可能である人 ※地方公務員法第１６条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 - 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人	
受 験 手 続	- 提出書類 <u>履歴書（申込書）【指定様式】</u> 必要事項を自書又は入力してください。申込前６か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦４cm横３cm）を所定の位置に貼ってください。 - 提出方法・期限 - 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 - 郵送 提出書類を角形２号封筒（24.0 cm×33.2 cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込[調理員（学校給食）]」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。	
試 験	日 時	令和７年２月５日（水）又は７日（金）
	場 所	三次学校給食センター（三次市四拾貫町 10145 番地 1）
	方 法	面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約１０分）

審査・合格～採用	審査	合否については、面接試験，書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載（職種別）	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和８年３月３１日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採用決定	採用候補者名簿登載者を令和７年４月１日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個人情報の取扱い		履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。なお、配属先が決定した後、履歴書（申込書）の写しを各場長（校長）へ提供します。
主な勤務条件	任用期間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次市の学校給食調理場
	勤務時間	月曜日から金曜日 勤務時間，休憩時間は，配属先の調理場の勤務時間による。 フルタイム：１日につき７時間４５分 １週間あたり３８時間４５分 パートタイム：１日につき４時間 １週間あたり２０時間
	休日	土・日曜日，祝日，年末年始（12/29～1/3）
	休暇制度	年次有給休暇，特別休暇（有給・無給）ほか
	給料・報酬	（福祉職給料表１－８号給） フルタイム：月額１８７，６００円 パートタイム：月額 ９６，８２５円
	手当制度	時間外勤務手当，通勤手当，期末手当，勤勉手当ほか
	福利厚生	次のとおり適用します。 フルタイム 健康保険（市町村職員共済組合短期組合員），厚生年金保険，雇用保険，災害補償等 ※一定の要件に該当した場合は雇用保険被保険者資格を喪失し，市町村職員共済組合一般組合員の資格を取得します。 パートタイム 健康保険（市町村職員共済組合短期組合員），厚生年金保険，雇用保険，災害補償等
	服 務	次に掲げる服務規程が適用されます。 フルタイム：地方公務員法第３０条から第３８条の規定 パートタイム：地方公務員法第３０条から第３７条の規定
	分限・懲戒	地方公務員法第２８条（分限）及び第２９条（懲戒）の規定が適用されます。
申込・問合せ先		〒728-0016 三次市四拾貫町 10145 番地 1 三次市三次学校給食センター TEL 0824-65-2010 FAX 0824-62-2030 受付時間：月～金曜日の 8：30～16：45（祝日を除く）

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は，その規定に従います。